

○ 5 番 （桂川 雅信） それでは質問通告に基づきまして一般質問を行います。

最初は「水循環保全条例の制定を急ごう」というテーマです。

私は 2019 年 6 月議会で地下水保全条例を制定し村内の地下水資源の保全を急ぐべきと訴えました。村長はその答弁の中で研究したいと述べ、翌年 1 月には水循環基本法の取りまとめ推進者であった稲葉教授を招いての学習会を村主催で開催しました。

その後、地下水保全条例制定については村の環境基本計画に記載されるようになり、直近の第 4 次中川村環境基本計画では「健全な水循環を維持するため水循環基本法の基本理念を踏まえた適正な水利用と必要な規制の在り方を検討します」として、関係条例の制定に向けた検討に取り組むことと記しています。

以前の中川村環境基本計画では、かつての私の質問を受けて「地下水保全条例の検討」と記されたことがありました。しかし、第 4 次計画では関係条例の制定に向けた検討となっていますが、この変更した趣旨と今後の検討に当たっての計画があれば示していただきたい。

○村 長 環境基本計画の中での変遷といいますか、文言の変化でございますが、これは、いわゆる地下水の保全、これに基づく保全条例にとらわれることなく、水循環という面から広く条例を制定していく、こういう検討を進めるべきだという御発言がどなたかからあったかと思うんですけれども、そういうことから記述を変えてきたという経過だというふうに認識をしております。

○ 5 番 （桂川 雅信） 私は、環境基本計画の中で「健全な水循環を維持するため水循環基本法の基本理念を踏まえた必要な規制のあり方を検討する」と述べた、この部分を高く評価しております。

近年の水環境と水利用の状況を見ると、その重要性はますます高まっていると感じます。

私が 2019 年に地下水保全条例を制定し村内の地下水資源の保全を急ぐべきと訴えた背景は、当時の針ヶ平地区水源池近隣でミニ開発が行われ、その開発工事中に揚水井戸を設置していることを発見したからでした。

地下水は、土地所有者の個人所有物ではなく、水循環基本法では公共財であると規定されたことを考慮すれば、地下水利用者にはまずそのことを知らせる必要がありますし、その上で、緊急時の周辺住民が利用することを条件に、一定量までは料金徴収をせず、水質検査を地方公共団体が実施することを主張してきました。

現在の水循環基本法の下では、この考え方は最も基本になるべきであると思います。

一方で、ここでは最近の事例に即して水資源保全条例制定が急務であることを述べます。

一つの事例として、昨年度に計画されていた四徳川の小水力発電計画について、

漁業関係者との協議が整わず頓挫してしまったことについて、水循環基本法との関連を述べておきます。

水循環基本法の第 3 条 基本理念、第 2 項では、

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

としています。

この基本理念に従えば、四徳川の河川水は、国民、つまり村民の共有財産であって、全ての村民がその恵沢を将来にわたって享受できるようにすることが大切であるということになります。

一方で、漁協関係者が主張する内水面漁業の保全も水循環の健全性を保つ上での主張として理解できるものです。

問題は、こういった利害関係を調整するために水循環基本法が示している流域協議会を開催し、その中で全ての流域関係者によって中川村水循環基本計画について協議を行い、小水力発電と村内の水循環に関する健全性の維持、保全について関係者全体の合意を得ることが必要だったのではないかという点です。

水循環基本法の第 5 条では

地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

とあり、第 16 条 流域連携の推進等、第 2 項では

国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

としています。

令和 2 年に決定された水循環基本法に基づく国の水循環基本計画では、54 ページで再生可能エネルギーの導入促進に関わる施策として、河川の流水、農業用水、水道用水、下水を利用した小水力発電の導入を図るため、水利使用手続の円滑化、調査、設計の支援及び設置・運用コストの低減のための研究開発を推進すると述べています。

この中の円滑化については、小水力発電の導入を推進するため、従属発電については許可制に代えて登録制を導入することとなっており、既に事業の円滑化が図られています。つまり、これまで農業用水を活用して小水力発電を行う場合は河川管理者の許可が必要でしたが、これらは廃止されています。

一方で、漁業権や慣行水利権は我が国の水循環や水環境を保全する上で重要な役割を果たしてきたことも事実であり、そのことは今後も否定されるべきではないと考えます。

しかし、内水面漁業を今後も維持、継続することを考慮すると、流域全体での

○村 長

水循環、水環境の保全施策を総合的に検討する必要があることも事実であり、このことは漁業権と二律背反的に捉えるものではないはずです。

中川村環境基本計画には「健全な水循環を維持するため、水循環基本法の基本理念を踏まえた適正な水利用と必要な規制のあり方を検討します。」とありますので、まず中川村水循環保全条例を制定し、その条例制定過程で流域協議会の設立を進めて、条例制定後に村内の水循環について基本的な施策の協議を速やかに実施することを提案します。

中川村に限らず、長野県内は小水力発電の候補地が多数あり、地域の再生可能エネルギーを創出する上では全国的に見てもポテンシャルの高い地域であります。その意味でも、水循環基本法に基づく流域協議会の設立と関係者全体の合意による水利用施策の実践は、全国的にもモデル的な事業となるものです。

河川水と地下水は私水ではなく、国民、地域住民、共有の財産です。このことは国が水循環基本法により法的に規定しました。

伊那谷の土地を流下する河川水と地下水はこの流域地域住民共通の財産ですから、中川村内の天竜川に流出する河川水と地下水の利用については、村は行政として利用と規制を推進する責務を負わねばなりません。

地下水を上水道水源として利用することは村民全体の利益にかなうことでもあり、共有財産の活用としてあるべき姿ですが、この財産を私的な目的のために占有しようとすることは地下水資源の多様な状況を判断して許可の可否を決定すべきものであり、その根拠としての条例制定は急がねばなりません。

かつて外国企業が日本の水資源をあさっているとして問題になったことがありましたが、その頃、地下水資源は土地所有者の私水との考え方が蔓延しており、効果的な対応ができないまま推移してしまいました。

しかし、水循環基本法が制定された今、私たちは法的な根拠をしっかりと確立して水循環の機能維持・回復することが可能になったのであります。

中川村の村民にとって地下水は貴重な上水道水源であり、命と暮らし、生産を支える生命線でもあります。中川村の地下水資源を将来にわたってしっかりと守り、地下水を上水道の水源として確保し続けるためにも、村は法に基づいた制度確立に早急に踏み出すべきと考えます。

長野県内の水源別取水量を見ると、末端給水計では伏流水、湧水、井戸水の合計割合が 50%を超えております。地下水保全を含めた地域の水循環保全条例の制定は急がねばならないと考えます。

村長の見解を伺います。

中川村の水の環境についてであります。水道の水源を含めまして、非常に弱いということであります。それで、要するに、豊富な水資源に恵まれているという状況では全くないというふうに思っております。

例えば農業用水でありますけれども、急峻な段丘の地形がありまして、急流か

○ 5 番

らの利水など、非常に苦心し、幾度も取水設備が流れたりしてきております。

また、水道水源につきましては、大きな山塊を持たない村でございますので、古くから水道水源の確保には苦慮してきたと、こういう歴史があります。

御提案の水環境保全条例の制定であります。水に苦慮してきた村にとって貴重な御指摘だというふうに思っております。本村の将来にとっても重要な課題であるというふうに改めて認識します。

条例の制定に当たりましては、客観的なデータも踏まえ、本村がどのような水資源を守っていくべきなのか、さらにその体制や予算など、持続可能なものとするための課題を整理する必要があるだろうというふうに思っております。したがって、庁内での検討をまず考えていきたいというふうに思っております。

それから、感想といいますか、議員が御指摘になりました利害関係を調整する水循環基本法が示している流域協議会、これを開催して小水力発電と村の水循環に関する健全性を維持、保全していくことについて関係者全体の合意を得ることが必要ではなかったかという御指摘でありますけれども、こういうアプローチの仕方についてはしてきておりませんので、確かにおっしゃるとおりの点もあるかなというふうな感想を持っております。

モデル事業とならなくても、関係者全体でやはり協議していかなければ事は前には進まんだらうと思っておりますので、この協議会をつくっていくということについては十分意義があることだというふうに感じております。

（桂川 雅信） 幸いなことに法できちんと決められたことですので、我が国の法に基づいて流域協議会を設置するということは、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、そのことが村の水環境改善にも恐らくすぐにつながってくるというふうに思います。時間はかかりますけれども、「急がば回れ」だと私は思います。少し時間はかかってでも流域協議会の開催に向けて尽力することが次の水資源の確保に向けて進んでいくものだというふうに私は思います。

次に移ります。

2 番目は「デジタル化やマニュアル化の短所を見抜く」というタイトルにしております。サブタイトルは「～すぐ先の落とし穴にも準備が必要～」と書いて、ちょっとわけが分かんないタイトルになっているかもしれませんが、中身を御説明したいと思います。

2025 年 4 月に発生した N E X C O 中日本における広域的な E T C システム障害発生を覚えていらっしゃる方も多いと思います。

このとき E T C システム障害は、E T C カードの取扱いの是非を判定するためのデータを深夜割引の見直しに向け構築中のシステムを活用して配信し、広域管理システムから地域管理システムへ配信する際にデータが破損したという報告がありました。要は、古いシステムに新しいシステムをつないだ際に発生したとい

うことです。

このときは応急復旧として旧システムに戻すまでで 38 時間を要して大混乱となりました。この障害の原因となった旧システム全体の本格運用開始は 2001 年 3 月ですので、20 年以上前のシステムの一部を変更しようとしてこの問題が発生しました。

もう一つの事例ですが、東北新幹線「はやぶさ」と「こまち」の連結が走行中に外れるトラブルが 2024 年 9 月と 2025 年 3 月の計 2 回発生しました。

特に 25 年 3 月 6 日の事故は、国の運輸安全委員会の調査により「こまち」側の制御装置における電気信号の誤作動などが原因であると特定されました。

連結器に分離するよう誤った電気信号を出した制御装置の基板は、一般的な電子部品の耐用年数とされる十数年のほぼ半分の約 6 年で故障を起こしていたことが分かりました。

制御装置の全体は 2013 年製造ですが、誤出力を起こした基板は 2018 年 7 月に新品に交換していたのです。一般的に電子部品の耐用年数は十数年とされていますが、この基板は 6 年 2 か月で最初の故障を起こし、その半年後に再び故障したことになります。

J R 東日本は、2025 年 3 月 6 日の事故の後、3 月 14 日まで連結運転を中止して、結果的には、緊急対策として連結器の解放指令が出たとしても外れないようにする器具を設置した上で連結運転を再開することとしました。

高度な制御装置も内容が理解できなければ事故原因も解明できないという事実を天下に示した点で教訓的な出来事でした。

私たちの身の回りでは、デジタル化が 20 年間で生活の隅々にまで入り込みました。日常的な仕事でもデジタル化は作業のスピードアップや省力化に間違いなく役立っています。

しかし、一方で、デジタル化はインプットからアウトプットまでのプロセスの全てが機械的に行われており、システムを利用している人々――作業者には見ることができない、つまり、プロセスはブラックボックスになっていて、作業者には理解されていないという点を忘れてしまうと思わぬ落とし穴に落ちることになりかねません。

行政内部では事務作業の効率化や基準化が半世紀以上前から進められ、事あるたびにマニュアル作成や手順書の作成が行われてきました。これらのマニュアル化や手順書は業務の効率化に大いに役立ちました。

しかし、一方で、業務の後継者はマニュアルに沿って仕事をこなす、手順書に従って業務をこなすという流れが仕事の一部となってしまう、マニュアルや手順書の内容が時代にそぐわなくなり陳腐化していてもそのことに気づかずに年月を過ごすこととなります。

いざ、このマニュアルを改正しようと気づいたとき、そもそもこのマニュアル

の意図は何だったのか、どうやって作成したのかなどの情報が残っておらず、改正作業そのものが最初から大きな壁にぶつかってしまうのです。

場合によってはコンプライアンス違反が継続してしまうこともあります。大手企業が頻繁に繰り返しているコンプライアンス違反は、作業手続のマニュアル化の行きつく先に落とし穴が待っていることを明確に示したものと思います。

デジタル化もかつての作業マニュアル化と同じ流れの中にあって、現実には作業者の能力の低下を引き起こす可能性もあります。

最近ではこの欠陥を A I に任せようとする動きもありますが、これはさらに傷口を大きくし、複雑にになってしまうことになるでしょう。なぜなら、A I のインプット情報そのものが人の手によって作られた集合体であるため、現実と乖離した回答を出した際に誰もそのことに気づかずに過ごしてしまう重大な欠陥があるからです。

私の体験談をお話しします。

私が現役時代の 20 年間は土木技術者で、その後半の 10 年間では設計基準の改正や新たな設計手順書の作成、施設管理基準の作成などを次々に行って若い技術者の指導を行っていました。日々の業務量が膨大だったので、こうすることで組織全体の労働時間を少しでも改善することが強く求められていたこともありまし
たし、設計基準そのものも時代に合わせて内容を変更する必要に迫られていまし
た。

当時は計算機もタイガー手回し計算機から卓上電卓にやっと移行し始まった時期でした。その後、構造計算のポケコンが出始めてから設計基準の改正は飛躍的に前進しました。

つまり、作業所の機器類も徐々にデジタル化へ向かって進行したのですが、3 年経過した頃から目についたのは、基準書やマニュアル書で、ある程度の余裕、つまり意図的に数値を決めずに設計者の判断で数値を当てはめることができる余裕の意味を理解できなかったり、コンサルに委託して作成された設計書や図面を担当者自身が理解できなくなっていることでした。

これらは、作業がアウトプットを出すことだけを自己目的化してしまったために、結果さえ出ればよいといった誤った手順書の理解に陥ってしまったことが原因でした。

これらの問題を解消する手だては何か。それは、デジタル化のインプット情報からアウトプット情報までに至るプロセスを検証する仕組みをつくり、実際にその仕組みを動かすことを定期的 to 実施するしかありません。

行政内部で既に作成されている作業マニュアルなども一度棚卸し、つまり検証するようなことが必要なこともあると感じますが、その際に最も効率がよいのは既存のマニュアル等を作成した当事者が検証作業の中心となることだと思います。担当課長の見解を伺います。

○総務課長

行政内部で使うシステムには、外部のベンダーが提供するパッケージ製品と、職員自ら、あるいは業者に特別に委託して作成したオリジナル製品、内製品とがあります。

パッケージ製品の多くはベンダー間の競争もあってバージョンアップの頻度が高く、仕様の標準化と機能強化が進みやすい傾向があります。また、それに伴ってマニュアルの改定と研修の機会も提供されやすくなっております。

したがって、システムそのものが利用者にとってブラックボックスであったとしても大きなトラブルが生じるリスクは低いと考えられますが、オリジナル製品、内製品の場合は、御指摘のような時代にそぐわない、陳腐化したといった事態になることが懸念されます。

お話の N E X C O や J R の事例は、どちらも特殊な用途の製品で、自社開発ではないかもしれませんが、パッケージというよりは内製に近いとも言えます。

当村でも主に表計算ソフトを使って内製したシステムを運用していることが職員の負担になっている面が現実であり、制度や常勤体系の見直しにシステム改修が対応し切れず、作業効率が著しく低下しているものもあって、このことへの対応が急がれる状況となっております。

デジタル化のインプットからアウトプットに至るプロセスを検証する仕組みの作成と作業書及びマニュアルの棚卸し――検証という御提案をいただきました。

検証作業につきましては法令改正の状況等も十分熟知して行う必要があると考えており、作成時点の当事者が検証作業の中心となることについては、既にその業務を離れている場合が多く、現実が発生している課題、問題とのギャップを理解することが難しくなることも考えられます。

ブラックボックス化に対しましては、作成当事者の知見は有効ですが、課題解決には他者の客観的な視点も重要なので、両方の視点をうまく組み合わせることが肝要と考えます。

本年度は地域活性化企業人を採用して庁内業務システムの棚卸しを担っていただいております。

さらに、職員一人一人が担当する業務に精通し、システムが完璧ではないとの認識を持ってシステムを使うことで、絶えず検証を行っていくことが必要と考えております。

○5 番

（桂川 雅信） 1 つだけ私の経験からお話を申し上げます。

今、課長のほうで話がありましたけれども、最も効率がいいのは既存のマニュアルを作成した当事者が検証作業の中心になるっていうことですが、当然その方が 10 年も 20 年もたって同じ場所にいるわけありませんので、異動されていることもありますし、もしかすると退職されている場合もあると思います。その場合どうするか。

私らの場合はプロジェクトチームを作りました。つまり、マニュアルを作った

り基準書を作ったりする際に、改正するときにもとものものを作った人がまだいらっしゃる場合は、その方にプロジェクトチームの一翼を担ってもらおうという形をつくらないと、プロセスそのものが全く理解できないまま新しい作業をやるのと全く同じことをすることになってしまうということになりますので、これは、ぜひ経験者をチームの中に引き入れるという作業をやっていたいただいたほうがよいと思います。

次に移ります。

一方、デジタル化で最も深刻な影響を受けているのは学校教育ではないでしょうか。

コロナ禍では全国一斉にタブレット端末の導入が図られ、今年 4 月に高市政権はデジタル教科書を正式な教科書と位置づける学校教育法等の改正案を閣議決定しています。これは、もう法律として国会を通っています。

問題は、紙には紙のよさがありデジタルにはデジタルのよさがあるという当然の理屈が教育現場でどの程度の理解をもって捉えられているかという点です。

デジタル教科書との向き合い方について言えば、スウェーデンが 2010 年から 1 人 1 台のデジタル端末を導入し始めて 2014 年にはそれを実現し、紙の教科書からデジタル教材や学習ツールに移行したものの、現在はアナログに再び転換して、教科書は印刷された教材と定義し、教科書への生徒の法的権利が明確化されたとありました。

この変更の背景には P I S A、P I R L S など国際学力調査でスウェーデンの生徒の数学や読解力などの学力が急激に低下したことが挙げられています。

また、デジタルデバイスの幼児教育への導入を義務づけた教育庁の決定を撤回し、6 歳以下の子どもに対するデジタル学習を完全に撤廃したともありました。

一方で、2023 年 7 月には国連のユネスコが研究報告として I C T 教育について分析を行い、2023 年グローバル教育モニタリングレポートを発表しています。

その中で重大なのは、教育におけるデジタルテクノロジーの付加価値についての確固たる証拠はほとんどないと指摘して「P I S A のような国際学力調査によって提供されるような大規模な国際評価データでは過度な I C T 使用と生徒の成績の間には負の関連があることを示唆している、教育テクノロジーは不適切または過度である場合には有害な影響を及ぼし得る」と指摘した点です。

私は、さきにデジタル化はインプットからプロセスを抜きにしてアウトプットを導くものだとしましたが、本来学校教育で子どもたちが学ぶべきことは課題から結論を導くプロセスであって、与えられた課題に対してその解答を覚えることではありません。

学校現場でのこれまでの I C T 教育は、急速に導入が進んだために使い方に終始してきた面があるように感じますが、A I の活用が既に課題になってきている今、デジタルデバイスの利用について再度根源的な問題に遡って活用方法を検討

○教 育 長

する必要があると考えます。

今の状態で A I が学校教育に導入され、教科書がデジタル化されたときに、子どもたちは課題解決のプロセスそのものを不必要なものとして捉えてしまう可能性が高まってしまうのではないのでしょうか。

私は様々な障害を持った子どもたちにとってデジタル教材が必要な場合もあることも理解した上での疑問ですが、学校教育の現場ではデジタルデバイスの利用をどのような認識で取り組んでいるのか、またどのような議論が重ねられているのか、その議論の中では国内外の動向も含めて議論がなされているのか、紙には紙のよさがありデジタルにはデジタルのよさがあるといった場合のそれぞれのよさを明確に認識した議論が行われているのか、伺います。

まずデジタルデバイスの利用にどのような認識で取り組んでいるかのお尋ねでございます。

議員から、本来学校教育で学ぶべきは課題から結論を導くプロセスであって、その解答を覚えることではない、また子どもたちは課題解決のプロセスそのものを不必要なものとして捉えてしまう可能性が高まってしまうのではないかとの御意見をいただきました。

こうしたプロセスを重視した学び、これについてはこれからの時代においても非常に重要であるというふうに考えております。

かつては、家庭で仕事を手伝うような場面で、あるいは地域で子ども同士が遊ぶような場面で、あるいは学校において様々な体験をする場面で、そうした学びが展開されていたと思います。

それが、これまでのファミコンなどゲーム機の登場であったりインターネットや携帯電話の普及、またスマートフォンやタブレットなどによる個人化、あるいは効率化が進むことによって子どもたちを取り巻く環境も変化することになり、子どもにおいては結果を重視する学びに傾いてしまっている、そのようにも思われます。

ただ、このことは、便利さを追求してきた大人の社会、例えば孤立化であるとか、自動化であるとか、情報化であるとか、こうした便利さを追求してきた大人社会の仕組みが結果として子どものプロセスを重視した学びの環境を変化させてしまったのではないかというふうに私は考えております。

そうした状況は既にあるわけで、デジタルデバイスの利用の仕方によっては、そうした状況について、結果を重視する学びにさらに拍車をかける可能性もあるというふうに認識をしております。

プロセスを重視した学びについては、デジタルデバイスの利用にとどまらず、教育活動全般において実現していくべきことであると認識しておりますし、学校現場も教育活動全般でこのことについて考えていかなければならないという認識でおります。

また、国内外の先行事例についての情報ということでお示しいただきました。

特に国外の先行事例については私どもも注目してきておりますが、議員からも説明がありましたけれども、過度な使用といったことが特に学力の定着に悪影響を与えたと評価されているということ、このことについては学校現場も含めて承知をしているところであります。

ただ、日本の学校の現状から考えてみますと、現段階でそうした状態になるほど進んでいるとか、あるいは進んでいくという状況になるとは言い難い部分もありまして、むしろ、子どもたち自身が大人以上に先へ先へと進んでしまう、そのことが心配されます。

教育委員会としましては、アンケート等を含め、子どもたちの状態をしっかりと把握した上で、何をどう取り組んでいったらよいか、指導の狙いをしっかりと持って対応していかなければならないというふうに考えております。

また、これまでに実施したアンケート調査の結果から見て、例えばペアレントコントロールが不十分との御指摘もありました。ですので、こうしたことについては、学校ばかりではなく、保護者の皆さんや地域の皆さん向けの啓発や研修を今後は必要だというふうに考えております。

最後に、電子書籍のようなものも含めてということになりますが、紙のよさデジタルのよさということについての御指摘もいただきました。

先頃報道がありましたけれども、東京大学の研究チームが紙の本での読書はデジタル画面で読む電子書籍に比べて脳の余分な活動が抑えられるとの研究結果を発表しております。また、紙による読書は思考を促進し、省エネ化しても十分に文脈の理解ができて、他の活動に割り当てる余地が生まれるとしています。

これからは、御指摘のあった電子書籍の部分でもデジタル教科書、これが一つの焦点になると思っておりますが、議員からお話がありましたが、デジタル教科書を紙の教科書同様に正式な教科書と位置づける改正学校教育法、これが先頃参議院本会議でも可決されて、成立しております。2030 年以降には小中学校、高等学校で正式導入される見通しであるとのことでございます。

これに対しては様々な懸念もあるというふうに言われております。

文部科学省はこの秋にも効果的な活用法や注意点に関する指針を作成するため有識者会議での検討を行うということのようですけれども、このことについてはかなり検討が今後必要だというふうに認識しております。

デジタル教科書につきましては、議員からの御指摘がありましたが、その特性から、学びにくさのあるお子さんにとっては有効なツールであると、そういう成果はこれまでも出ておりますし、評価もされております。

学習における紙のよさデジタルのよさは、こうした実践も含めてこれまでに専門家からも指摘されてきておりまして、教育の関係者においてはこうした視点については持って注目してきた経過があるというふうに思っております。

○5 番

ただ、そうしたことを踏まえた具体的な議論が現在学校現場でなされているか
という、そうとは言い難いというふうにも認識をしております。

紙のよさデジタルのよさについての議論は、まさにデジタル教科書の議論、こ
れがこれから本格化していくと思いますけれども、このことが一つの軸になって
学校現場でも進められていくかなというふうに思っております。

デジタル教科書が教科書として正式に位置づいたということにより、今後教科
書としてどのような利用を選択していくかについては、実は教科書採択を行うの
は教育委員会でありますので、教育委員会が向き合っていかなければいけない大
きな課題になりました。

専門的な知見を持って慎重に検討していく必要があると認識していますし、学
校現場におきましても教育委員会として知見の提供をしていく必要があるという
ふうに考えております。

（桂川 雅信） 今、教育長がおっしゃったように、多くは大人社会の問題であ
る、私もそう思います。

ただ、そう言ってしまうとそれが一般化されてしまいますので、もう少し具体
――例えば高校入試の改善とか、そういう問題も含んで取り組んでいかないとプ
ロセスを抜きにした教育でよしというふうになってしまう。それは、デジタルデ
バイスを利用すると非常に簡単に答えが出てきますので、答えさえ覚えればでき
るということになってしまう。

ただし、これで高校入試が突破できるというふうになってしまうと、やっぱり
おかしな話になってしまいますので、そうではなくて、プロセスがきちんと理解
されているかどうかを試すような入試の方向に変わっていかないと私はいけな
いんじゃないかと思います。

2 年ぐらい前ですけれども、中学校の先生と校長先生とお話した際にも、A I
が出始めている頃ですが、連立方程式を A I に解かせてみたら瞬時に解いた、で
も、これ、本当に子どもたちが A I を使うっていうことを、これを覚えたら数学
はほとんど勉強しなくなるよねっていう話はされていました。私もそう思います。

答えを求める教育をしてしまうと、どうしても A I は楽になりますので、子ど
もたちはどうしてもそっちのほうに向かっていってしまうだろう。

ただ、そうではなくて、謎を解くということが非常に楽しい、学問をするって
いうことは楽しいんだということが分かってもらえれば、つまりプロセスを理解
していることの楽しさ、面白さを学ぶところがやっぱり教育の本来の仕事になっ
ていくんだろうと、私はそう思います。そうすれば A I に負けない教育が私は学
校教育の中でできていくんじゃないかなと思いました。

さて、本会議での質問は以上であります。

一般質問として準備していたものの、今期議会ですぐに回答いただくことが困
難と思われた項目が幾つもありました。

それで、その中の 2 つについてだけここで説明をさせていただいて、行政内部
での今後の議論の足しにしていいただければと思います。

最初は人口減少問題についてです。

私は、2018 年 12 月、議員になって 2 度目の一般質問だったんですが、出生率
の低下と人口減少はもともと村が責任を負うべき課題ではないとして人口減少問
題の本質について認識を問う質問をしました。かなり大変な質問で、大きな話で
したので、お答えも大変だったと思います。

このときはあまり触れませんでした。地球規模での人口減少は、人類史的に
は戦争や疫病での一時的な減少を除くと初めての減少です。これは、狩猟社会、
農耕社会、資本主義的生産意識が高度に発達するまで継続した人口増が今はス
トップしているという状況です。

特に先進国の資本主義社会では顕著に人口減少に遭遇し始めました。1972 年に
ローマクラブが成長の限界を発表した当時、まだ世界は人口増の恐怖の中にいま
しましたが、既に人口減少の予測が出始めていた頃でした。

経済学の世界では、人類史の中で資本主義的生産様式の末期になってなぜ人類
が人口減少の道を選び始めたのかは既に学問的な見地が出されており、生産力と
生産関係の矛盾の極限としての人口減少であるとされています。

農耕社会から資本的生産様式前期まで、生産力を高めるためには人口増が必然
でした。農業生産力はある一定の水準に達し、人々が食べるために困らなくなり、
働いて得た富が社会に還元されるようになれば、家族を増やして子どもを労働力
として自分たちの生活を保持する必要性は低下してしまいます。

一方で、日本のように女性を子どもを産む道具としてみなすような古い歴史感
や宗教観が残された国では、女性の社会進出とともにそのような古い因習から女
性が解放されることによる生殖への意識が変化していることは明らかです。

日本の場合は、いまだに出生率が低いのは「女が子どもを産まないから」といっ
た誤った認識が残され、国もそのことを助長するような施策を展開するに至って
は、まさにその要因を見誤っていると言わねばなりません。

村の第 6 次総合計画後期計画の素案にも「プレコンセプションケアに取り組み
ます」という文言がありましたが、私はこれに対して少子化問題の解決策として
取り上げるなら「国連の提唱するリプロダクティブヘルス・アンド・ライツを追
加すべきと考えます」と意見を出しました。

国のいうプレコンセプションケアは、地方では様々な問題を起こしており、秋
田県では明らかに女性は子どもを産むのが仕事と想定されるようなパンフレット
を高校世代に配布して大問題となり、結局回収する事態に追い込まれています。

日本が少子化傾向から抜け出せないのは、資本主義的生産様式の矛盾から発生
しているものだけでなく、社会に根強い因習的な女性への差別的感覚が今も残さ
れていることがさらに輪をかけて困難にしているのは間違いありません。

		このことは、隣国韓国も同様で、経済的生産力の高まりの一方で、儒教的な因習が強く残された社会で女性の人権がないがしろにされれば、女性は子どもの再生産活動には消極的になるという典型例です。
		少子化問題は、根本的には女性の人権問題です。この問題に本格的に取り組むためには、国連が提唱するリプロダクティブヘルス・アンド・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念をいかに実現するか、国を挙げて実践する覚悟が必要なんです。
		少なくとも国が今進めているプレコンセプションケア——妊娠前の健康管理は、性と生殖に関する健康と権利のうちセクシュアルヘルスの部分を切り取っただけであって、女性とカップルの権利擁護がすっぱり抜け落ちており、これで女性やカップルが子を産むことを保障することにはならないと思います。
		2つ目の意見です。
		議会では何度か地域活性化の……（「議長」と呼ぶ者あり）
○議長	長	何？
○9番	（大原 孝芳）	これは一般質問ですね。
○5番	（桂川 雅信）	今、総括をしゃべっています、一般質問の、私の。
○9番	（大原 孝芳）	そしたら質問されるんでしょう？
○5番	（桂川 雅信）	総括をしゃべっています。
○9番	（大原 孝芳）	いや、そうじゃなくて、それを聞いてもらって、質問と答えてもらうでしょう？
○5番	（桂川 雅信）	いや、もう質問を終わったので、質問の総括としてしゃべっています。
○9番	（大原 孝芳）	これ、あれですか、議運でこういうふうになるっていうことは……
○5番	（桂川 雅信）	僕、議長には報告しました。
○9番	（大原 孝芳）	それでどうなったんですか。
○議長	長	いや、議運では検討しません。
○5番	（桂川 雅信）	総括的意見を述べますということは議長に言いました。
○9番	（大原 孝芳）	いいですか。
		だから、質問にしていadakないと、一般質問ですので、それを質問してiadakないと意見の場所になっちゃうでしょ、言いつ放しになっちゃうじゃないですか。だから、一般質問……
○5番	（桂川 雅信）	私が今までやってきた一般質問の総括の意見として私は述べていますので……
○9番	（大原 孝芳）	もしそうであれば、そうであれば、それを答えてもらうような形を取らないと、今まではずっとそういうような形態でやってこられたんですよ。
○5番	（桂川 雅信）	今最初に申し上げたように、答えるのも大変だと思ったので、

		でも、ちゃんと今までまとめた問題として私は提案しているということです。
○9番	（大原 孝芳）	だから、それをまたお聞きしたらどうですか、質問として。
○5番	（桂川 雅信）	いや、それはもういいと思いますけど……。
○9番	（大原 孝芳）	ちょっと……
○議長	長	じゃいいです、続けてください。
○5番	（桂川 雅信）	はい。
		2つ目の意見です。
		議会では何度か地域活性化の話が出され、私は、活性化の定義は曖昧なものであり、ある意味、幻想の産物と過去に述べたことがあります。その際に役場が委託した地域経済循環の報告にも触れて、その不十分さを指摘しました。
		地域活性化を例えば数値で表すなら、例えば文化的活性度は村内の文化活動の推移を挙げられますが、経済的活性度はどのように表すのか、もう少し突っ込んだ検証が必要だと感じました。
		村内の経済活動の主要な評価の項目は生産活動の収支で言いますが、経済循環を考えれば第3次産業であるサービス業を支える収益を1次・2次産業の収益で支えられているかどうかの評価をする必要があると思います。この循環がうまく回っていることになれば、循環の規模の問題ではなく、小規模であっても活気のある経済循環であると言えるはずです。
		人口が1,000人の村でも、その村で生産される収益、村民に分配される公共の収益が村内のサービス産業の事業を支えていれば、規模は小さくても村の経済循環は回っており、そのことが村民の文化的活性度を維持させることにつながるはずです。
		村が委託した地域経済循環報告書には村内の産業の連環表も記載されており、少なくとも村内事業体の収益構造の解析は可能な状態になっているはずです。この解析をきちんと行えば、来るか来ないか分からない企業誘致の幻想に振り回されることなく、自立した村内事業体のどこにどの程度のどのような形態で支援の手を差し伸べれば村全体の経済循環の活性化が図られるかは示されるはずです。
		地域経済循環報告書では、村内では農業が基幹産業として機能していることは示されていますが、第2次産業、特に建設業と公務労働、公共経済部分の評価が抜けており、小規模自治体における地域循環経済全体の評価を改めて実施する必要があることを指摘しまして、この問題での私の発言を終わります。
		さて、今議会での一般質問は6月議会が最後となりましたので、ここでこれまでの私の一般質問について総括的意見を述べておきたいと思います。
		私が8年前に村会議員に就任してから……
○議長	長	ちょっと意見のほうはよしてくれる？
○5番	（桂川 雅信）	はい。じゃ最後だけ……（大原議員「違うと思います」と呼ぶ）
		分かりました。じゃ最後のところだけ読ませてもらいます。

ここ数年の科学技術の進展は自分の能力をはるかに超え始めていると感じることが多々あります。時代の流れを感じますが、恐らくあと 10 年もたてば今と全く違う世界が出現している予感もあります。

世界は今半導体産業で湧き上がっていますが、日本は 1980 年代にアメリカの圧力で失った半導体産業のトップシェアを回復させようと今躍起になっていますけれども、大国の思惑に左右されない、10 年後 20 年後の世界をもっと見据えた教育と科学技術政策が必要だと痛感します。

そのことを最も強く感じさせたのは、昨年のノーベル化学賞、金属有機構造体の開発でした。時代は原子や素粒子の世界での科学技術が現実の物質科学の中で扱われていることに強い衝撃を受けました。

20 世紀に生きてきた私たち世代には全く予測困難な時代が到来しそうであることを自覚して生き抜かねばならないと感じている次第であります。

以上で私の発言を終わります。